

## 1 時間外勤務を容認し超勤手当を支払わない

公立学校の教員に対しては原則として時間外勤務を命じないとしているにもかかわらず、「月30時間」の時間外勤務を容認し、超勤手当を支払わないとしていることは、明らかな労働基準法違反であり、給特法との根本的な矛盾です。

## 2 時短ハラスメントの横行や持ち帰り仕事が増加

教職員定数増など、長時間労働縮減のための具体的な支援策は示さず、教育委員会と校長に、時間外在校等時間減少の改善計画策定と公表、実施状況の公開を丸投げしています。これでは、時短ハラスメントの横行や持ち帰り仕事の増加が懸念されます。

長時間過密労働も教職員未配置も解消できない

## 改定給特法等の大きな問題点

## 3 「主務教諭」の導入は学校現場を破壊する

教諭の上に「主務教諭」を新設できることになりました。このことで、同僚間で階層構造が持ち込まれます。上からトップダウンの学校運営が強まり、これまで学年で協力してきた活動が壊されてしまうことが危惧されます。「主務教諭」の設置では解決しません。

## 4 賃金が大幅に増えるわけでもない

処遇改善と言しながら、2026年度から、今まで一律に支給されていた義務教育等教員特別手当を1.5%から1.0%に削減。特別支援教育にかかる教員の給料の調整額を1/2に削減。教職調整額について、幼稚園教諭は4%の現状維持。指導改善研修を受けている教員は、支給なし。

丸つけやコメントを書くのだって労働だ！



# 勤務時間外も労働だ！

- 正確な出退勤記録をつかもう
- 休憩時間の確保や業務削減について話し合おう

## 現場のねがいは教諭の数を増やすことだ！

東京都の公立学校の人事制度の変化（主務教諭のモデル「主任教諭」）

主任教諭導入前

4級	校長
3級	副校長
特2級	主幹教諭
2級	教諭（85%） 養護教諭・栄養教諭を含む
1級	実習教員・寄宿舎指導員

主任教諭導入後

6級	校長
5級	副校長
4級	主幹教諭
3級	主任教諭（37.4%） 主任養護教諭・主任栄養教諭を含む
2級	教諭（45.9%） 養護教諭・栄養教諭を含む
1級	実習教員・寄宿舎指導員

導入しても多忙化は解消されず！

#せんせいふやそう

#これでは学校がもたない

#学校にゆとりと希望を



全教ホームページへはこちら